

2023年1月30日

当社とスカイブリッジ株式会社との吸収合併に関する
会社法第794条第1項に基づく備置書類

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンクグループ株式会社
代表取締役 会長兼社長執行役員 孫 正義

1. 合併契約書

別紙1のとおり、2023年1月27日付で、当社とスカイブリッジ株式会社を当事者とする合併契約書を締結いたしました。

2. 会社法施行規則第191条第1号に定める会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社（スカイブリッジ株式会社）の全株式を所有していますので、本吸収合併による吸収合併消滅会社の株主に対する当社の株式又は株式に代わる金銭等の交付はございません。

3. 会社法施行規則第191条第2号に定める会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併消滅会社（スカイブリッジ株式会社）は、新株予約権を発行していないため当該事項についての定めはございません。

4. 会社法施行規則第191条第3号イに定める吸収合併消滅会社（スカイブリッジ株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおり

5. 会社法施行規則第191条第3号ハに定める吸収合併消滅会社（スカイブリッジ株式会社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 会社法施行規則第191条第5号イに定める吸収合併存続会社（当社）において最終事業

年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2022年8月24日から9月13日までに、当社は保有する Alibaba Group Holding Limited (以下「アリババ」) の普通株式合計約 1,936 百万株を当社の複数の 100%子会社へ合計 3 兆 2,490 億円で譲渡しました。本譲渡に伴い、当社は、株式売却益 (特別利益) 2 兆 6,591 億円 (税金費用控除前) を計上いたしました。

2022年9月15日、当社は保有するアリババの普通株式約 2,016 百万株を当社の 100%子会社である汐留事業 17 号合同会社へ 3 兆 2,125 億円で譲渡しました。本譲渡に伴い、当社は、投資有価証券売却益 (特別利益) 2 兆 6,065 億円 (税金費用控除前) を計上いたしました。

7. 会社法施行規則第 191 条第 6 号に定める吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社 (当社) の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断します。

以 上

合 併 契 約 書



ソフトバンクグループ株式会社（以下「SBG」という。）及びスカイブリッジ株式会社（以下「スカイブリッジ」という。）は、次のとおり合併に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 SBG及びスカイブリッジは、SBGを吸収合併存続会社、スカイブリッジを吸収合併消滅会社として合併し（以下「本合併」という。）、SBGはスカイブリッジの権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社
商号：ソフトバンクグループ株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目7番1号
- (2) 吸収合併消滅会社
商号：スカイブリッジ株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目7番1号

（合併に際して消滅会社の株主に交付する株式等）

第2条 SBGは、本合併に際し、スカイブリッジの株主に対して、SBGの株式等いかなる対価も交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金）

第3条 本合併により増加すべきSBGの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件効力発生日（第5条に定める。）におけるスカイブリッジの資産及び負債の状態により、SBG及びスカイブリッジ間で協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資 本 金 : 本合併により資本金は増加しないものとする。
- (2) 資 本 準 備 金 : 本合併により資本準備金は増加しないものとする。
- (3) 利 益 準 備 金 : 本合併により利益準備金は増加しないものとする。

（本合併の承認）

第4条 SBGは会社法第796条第2項に基づき、スカイブリッジは同法第784条第1項に基づき、株主総会の承認を経ずに本合併を行うものとする。

（効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は2023年3月1日とする（以下「本件効力発生日」という。）。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、SBG及びスカイブリッジ間で協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 スカイブリッジは、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を本件効力発生日においてSBGに引継ぐ。

2 スカイブリッジは、2022年4月1日から本件効力発生日までの資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容をSBGに明示する。

（会社財産の管理義務）

第7条 SBG及びスカイブリッジは、本契約締結後、本件効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義

務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめSBG及びスカイブリッジ間で協議し合意の上、これを行う。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第8条 本契約締結の日から本件効力発生日までに、天災地変その他の事由により、SBG又はスカイブリッジの資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、SBG及びスカイブリッジ間で協議の上、書面により本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官公庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めない事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、SBG及びスカイブリッジ間で協議の上、これを定める。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本書一通を作成し、当事者それぞれ記名捺印の上、SBGが原本を
保有し、スカイブリッジはその写しを保有する。

2023年1月27日

SBG :

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンクグループ株式会社
代表取締役 会長兼社長執行役員 孫 正義



スカイブリッジ :

東京都港区海岸一丁目7番1号
スカイブリッジ株式会社
代表取締役 大庭 則一





第 2 期

自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日

事 業 報 告

スカイブリッジ株式会社

第2期 事業報告

〔 自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日 〕

1. 会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過およびその成果

当社は、ソフトバンクグループ(株)の100%子会社であるソフトバンクグループジャパン(株)(以後「SBGJ」)が保有する Alibaba Group Holding Limited(以後「アリババ」)の株式を活用した資金調達に関して SBGJ が有する権利義務の全てを SBGJ が物的新設分割方式により会社分割することにより、2020年10月1日付にて設立されました。

当期の業績は一般管理費 553 百万円、受取利息をはじめとした営業外収益 3,417 百万円、為替差損を主とした営業外費用 66,062 百万円を計上し、経常損失は 63,198 百万円となりました。偶発損失引当金の戻入等による特別損益を計上し、当期純損失は 60,303 百万円となりました。

1-2. 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

1-3. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2021年8月および12月に、Skybridge LLC に対して合計 29,273 百万円を出資しました。

1-4. 財産および損益の状況

区 分	2020 年度 第 1 期	(当事業年度) 2021 年度 第 2 期
売 上 高 (百万円)	—	—
経 常 損 益 (百万円)	△51,665	△63,198
当 期 純 損 益 (百万円)	△57,569	△60,303
1 株 当 たり 当 期 純 損 益 (円)	△57,569.4	△60,302.81
総 資 産 (百万円)	3,549,141	3,544,645
純 資 産 (百万円)	828,504	853,919

(注)1. 当社は、2020年10月1日に設立しております。

(注)2. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

1-5. 対処すべき課題

特に記載すべき事項はありません。

1-6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社はソフトバンクグループ(株)であり、同社は当社の株式を 1,000,000 株(出資比率 100%)保有しております。

(2) 親会社との取引に関する事項

当社はソフトバンクグループ(株)との間で資金の貸付および利息の受取といった取引関係があります。

① 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は営業取引を行う場合は、取引条件等の内容の適正性について、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、また資金の貸付については、市場金利を勘案して、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断およびその理由

当社の事業運営に関しては、経営会議を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、経営の独立性を確保しながら、適切に運営および事業活動を行っております。当社取締役は取引条件の妥当性等について、上記①の記載事項に留意のうえ、決定しており、当社の利益を害していないと判断しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	出資金	議決権比率 ^{注1}	主な事業内容
Skybridge LLC	269,202 千米ドル	100%	アリババ株式を活用した資金調達
West Raptor Holdings 2, LLC	95 千米ドル	100%	アリババ株式を活用した資金調達

(注)1. 議決権比率の欄には出資金に対する当社の出資割合を記載しています。

1-7. 主要な借入先

借入先	借入額
Skybridge LLC	2,004,990 百万円
West Raptor Holdings 2, LLC	271,636 百万円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 1,000,000 株
- (3) 当事業年度末の株主数 1 名
- (4) 大株主(自己株式を除く発行済株式の総数の 10 分の 1 以上の数の株式を有する株主)

株主名	持株数
ソフトバンクグループ(株)	1,000,000 株

(注) 上記株主に対して当社の出資はありません。

3. 当社の会社役員に関する事項

取締役および監査役の状況(2022年3月末時点)

氏名	地位	重要な兼職の状況
大庭 則一	代表取締役	ソフトバンクグループ(株) 財務統括 財務企画部 部長 ソフトバンクグループジャパン(株) 取締役 ガンホー・オンライン・エンターテイメント(株) 取締役
師岡 誠一	取締役	ソフトバンクグループ(株) 執行役員 財務統括 CFO 室 室長
川村 玲子	取締役	ソフトバンクグループ(株) 財務統括 キャピタルマーケット 部 部長
森川 浩	監査役	ソフトバンクグループ(株) 経理統括 経理部 部長 ソフトバンクグループジャパン(株) 監査役
宇江 智彦	監査役	ソフトバンクグループ(株) 経理統括 経理部 副部長

(注)1. 監査役 森川浩氏は、公認会計士としての資格を有し、当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)の経理部部長を務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(注)2. 監査役 宇江智彦氏は、当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)の経理部副部長を務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

4. 会計監査人の状況

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 会計監査人の名称 | 有限責任監査法人トーマツ |
| (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 8百万円 |
| (3) 責任限定契約に関する事項 | 該当事項はありません。 |

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容ならびに運用状況は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務執行に関する事項ならびに損失の危険の管理に関する事項

決定内容

取締役は、相互にその職務を監督し、コンプライアンス上の問題および損失の発生するリスクを発見した場合には、監査役および経営会議に報告するものとします。

経営会議は、必要に応じて臨時に開催し、定款および経営会議規程で定められた事項ならびに経営方針その他経営に関する重要事項を決定するものとします。

経営会議議事録、会計帳簿その他の会社の運営に関する書類について、これをサーバーまたは施錠可能なキャビネットに保管・管理するものとします。

運用状況

経営会議は、必要に応じ定款および経営会議規程で定められた事項につき決定しております。また、経営会議議事録、会計帳簿その他の会社の運営に関する書類について、これをサーバーまたは施錠可能なキャビネットに保管・管理しております。

(2) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

決定内容

当社は、親会社であるソフトバンクグループ(株)を持株会社とするソフトバンクグループの一員として、ソフトバンクグループ(株)が定める「ソフトバンクグループ憲章」、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」、「ソフトバンクグループ行動規範」および各種ポリシー等を遵守するものとします。

運用状況

親会社であるソフトバンクグループ(株)に対して承認、報告が必要な事項について、適宜承認依頼および報告を実施しております。

(3) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

決定内容および運用状況

監査役職務を補助すべき使用人は、設置されていません。

(4) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

決定内容

取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告するものとします。

- ① 当社に関する重要な事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 法令・定款違反
- ④ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

運用状況

取締役および使用人は、監査役に対して、経営会議決定事項ほか上記事項に関して適宜報告しております。

(5) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒヤリングを実施する機会、また監査法人との会合を設けるものとします。
- ② 会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役職務の執行について生じる費用は、当社が負担するものとします。
- ③ 使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行われません。

運用状況

監査役は取締役および使用人にヒヤリングを実施、監査法人との定期的会合を設けております。また、会計監査人・弁護士等にかかる費用は当社が負担しております。

第 2 期

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

事 業 報 告
に 係 る 附 属 明 細 書

スカイブリッジ株式会社

1. 親会社等との間の取引に関する事項

事業報告 2 ページに記載のとおり

第 2 期

計 算 書 類

自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

スカイブリッジ株式会社

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	665,048	流動負債	271,638
現金及び預金	5,251	1年内返済予定の関係会社	271,636
未収還付法人税等	0	長期借入金	
未収利息	163	未払法人税等	1
デリバティブ債権	659,633	固定負債	2,419,088
固定資産	2,879,597	関係会社長期借入金	2,004,990
投資その他の資産	2,879,597	繰延税金負債	411,255
投資有価証券	955,548	偶発損失引当金	2,844
その他の関係会社有価証券	29,273		
関係会社長期未収入金	443,977	負債合計	2,690,726
関係会社長期貸付金	1,305,449	(純資産の部)	
デリバティブ債権	145,350	株主資本	72,134
		資本金	1
		資本剰余金	190,005
		その他資本剰余金	190,005
		利益剰余金	△117,872
		その他利益剰余金	△117,872
		繰越利益剰余金	△117,872
		評価・換算差額等	781,785
		その他有価証券評価差額金	514,016
		繰延ヘッジ損益	267,769
		純資産合計	853,919
資産合計	3,544,645	負債・純資産合計	3,544,645

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		-
売上原価		-
売上総利益		-
販売費及び一般管理費		553
営業損失		553
営業外収益		
受取利息	3,417	
その他	0	3,417
営業外費用		
為替差損	66,060	
その他	2	66,062
経常損失		63,198
特別利益		
偶発損失引当金戻入額	3,735	3,735
特別損失		
偶発損失引当金繰入額	839	839
税引前当期純損失		60,302
法人税、住民税及び事業税		1
当期純損失		60,303

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
2021年4月1日高残	1	190,005	190,005	△57,569	△57,569	132,437	
事業年度中の変動額							
当期純損失(△)	-	-	-	△60,303	△60,303	△60,303	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△60,303	△60,303	△60,303	
2022年3月31日高残	1	190,005	190,005	△117,872	△117,872	72,134	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日高残	1,067,172	△371,105	696,067	828,504
事業年度中の変動額				
当期純損失(△)	-	-	-	△60,303
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△553,156	638,874	85,718	85,718
事業年度中の変動額合計	△553,156	638,874	85,718	25,415
2022年3月31日高残	514,016	267,769	781,785	853,919

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針にかかる事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券
 - その他の関係会社有価証券 : 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (2) デリバティブ : 時価法
2. 引当金の計上基準
偶発損失引当金
投資先の財政状態の悪化に対して、当社が実質的に資金の工面を担う蓋然性が高いため、投資先の財政状態を勘案して計上しています。
3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。
なお、当該会計方針の変更による影響はありません。
2. 時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。
なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微です。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

偶発損失引当金の見積り

詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 2. 引当金の計上基準偶発損失引当金」、「(損益計算書に関する注記) 1. 偶発損失引当金戻入額および繰入額」をご参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 株式等貸借取引契約

当社は、株式等貸借取引契約により消費貸借取引を行っており、関係会社に貸し出している投資有価証券の帳簿価額は、次の通りです。

Alibaba Group Holding Limited	955,548	百万円
-------------------------------	---------	-----

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	163	百万円
--------	-----	-----

(損益計算書に関する注記)

1. 偶発損失引当金戻入額および繰入額

資金調達を担う100%子会社である Skybridge LLC 及び West Raptor Holdings 2, LLC に対するものです。

2. 関係会社との取引高(区分表示したものを除く)

販売費及び一般管理費	8	百万円
営業取引以外の取引高	3,417	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における発行済株式の数

普通株式	1,000,000	株
------	-----------	---

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金 (注)	17,727 百万円
投資有価証券	1,418
その他の関係会社有価証券	57
偶発損失引当金	984
デリバティブ資産	21,897
繰延資産	241
その他	4
繰延税金資産小計	42,327
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額(注)	△17,727
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△24,600
評価性引当額小計	△42,327
繰延税金資産合計	-

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△269,654
繰延ヘッジ損益	△141,601
繰延税金負債合計	△411,255
繰延税金負債の純額	△411,255 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
税務上の 繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	-
評価性 引当額	-	-	-	-	-
繰延税金 資産	-	-	-	-	-

	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (a)	17,727	17,727
評価性 引当額	△17,727	△17,727
繰延税金 資産	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金で運用し、資金需要が生じた場合には、親会社であるソフトバンクグループ(株)からの資金を調達する方針です。

投資有価証券は、その信用リスク、市場リスクに対して期末に発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りです。なお、市場価格のない株式等(貸借対照表計上額 29,273 百万円)は、次表に含めていません。また、現金及び預金は、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 未収還付法人税等	0	0	-
(2) 関係会社長期未収入金	443,977	443,977	-
(3) 投資有価証券	955,548	955,548	-
(4) 関係会社長期貸付金	1,305,449	1,305,449	-
資産合計	2,704,974	2,704,974	-
(5) 未払法人税等	1	1	-
(6) 1年内返済予定の関係会社 長期借入金	271,636	271,636	-
(7) 関係会社長期借入金	2,004,990	2,004,990	-
負債合計	2,276,627	2,276,627	-
デリバティブ取引(注)			
① ヘッジ会計を適用していない	-	-	-
② ヘッジ会計を適用している	804,983	804,983	-

(注) デリバティブ取引によって生じた、正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 未収還付法人税等、(2) 関係会社長期未収入金、(4) 関係会社長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 未払法人税等

時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 投資有価証券

時価については取引所の価格によっています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(6) 1年内返済予定の関係会社長期借入金、(7) 関係会社長期借入金

これらは子会社への貸株に対応する担保金受け入れのため金利は発生しません。これらの時価は、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっています。活発でない市場における相場価格などを使用して測定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ソフトバンク グループ(株)	被所有 直接 100%	長期資金の回収	29,583	関係会社 長期貸付金	1,305,449
			利息の受取 (注1)	3,417	未収利息	163

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

2. 子会社および関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	West Raptor Holdings 2, LLC	所有 直接 100%	長期資金の借入	-	1年内返済予定 の関係会社 長期借入金	271,636
			有価証券の貸付(注1)	-	投資有価証券	102,801
			デリバティブ取引	-	流動資産 「デリバティブ債 権」	169,885
子会社	Skybridge LLC	所有 直接 100%	長期資金の返済 (借入との純額)	78,862	関係会社 長期借入金	2,004,990
			有価証券の貸付(注1)	-	投資有価証券	852,747
			デリバティブ取引	△94,347	流動資産 「デリバティブ債 権」	489,748
			デリバティブ取引の決済	416,402	固定資産 「デリバティブ債 権」	145,350
			増資の引受	29,273	関係会社 長期未収入金	443,977

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 株式等貸借取引契約の内容については、「(貸借対照表に関する注記)1.株式等貸借取引契約」をご参照ください。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	853,918 円	85 銭
1株当たり当期純損失	60,302 円	81 銭

第 2 期

計算書類に係る附属明細書

自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月 31 日

スカイブリッジ株式会社

引当金の明細

(単位:百万円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
偶発損失引当金	5,740	839	-	3,735	2,844

(注) 偶発損失引当金の当期減少額の「その他」は、Skybridge LLC の純資産価額の増加に伴う戻入額です。

販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

勘 定 科 目	金 額	摘 要
業 務 委 託 費	8	
支払手数料および支払報酬	545	
租 税 公 課	0	
そ の 他	0	
合 計	553	

独立監査人の監査報告書

2022年6月3日

スカイブリッジ株式会社

代表取締役 大庭 則 一 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

酒井 亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スカイブリッジ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役々の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役々の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する経営会議の決定の内容及び当該決定に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、経営会議その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131号各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する経営会議の決定の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。


(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月10日

スカイブリッジ株式会社

監査役

森川 浩 

監査役

宇江 智彦 